第四章第二節に次の一条を加える。

（対象電磁的記録の複写不許可決定）

第十一条の二　検察官は、保管電磁的記録（刑事訴訟法第二百十八条第一項又は第五百九条第一項の規定による電磁的記録を記録媒体に移転させるものに限る。）による提供を命ずるものに限る。以下この条及び第十七条第一項第四号において単に「電磁的記録提供命令」という。）により検察官、検察事務官又は司法警察職員の管理に係る記録媒体に移転された電磁的記録であって検察官が保管しているものをいう。以下この条及び第十二条の二において同じ。）が第一号に掲げる電磁的記録に該当するときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。

一　次に掲げる電磁的記録

イ　第九条第一項第一号に掲げる電磁的記録

ロ　私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録若しくは当該行為を組成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物に記録された私事性的画像記録又はこれらを複写した電磁的記録

ハ　第九条第一項第三号に掲げる電磁的記録

二　次に掲げる電磁的記録について、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百十三条第六項において準用する同法第百二十三条の二第一項の規定による複写を許さないこととする決定をすること。

イ　当該保管電磁的記録

ロ　当該保管電磁的記録に係る電磁的記録提供命令により提供された他の電磁的記録（ハにおいて「他の電磁的記録」という。）が対象電磁的記録である場合における当該対象電磁的記録

ハ　他の電磁的記録が大量であることその他の事由により全ての他の電磁的記録の内容を確認することができないため、この号（ロに係る部分に限る。）に規定する決定をすることが困難であると認める場合における当該他の電磁的記録

第十二条中「こと」を「こと（同法第二百二十二条第一項において準用する同法第百二十三条第三項又は同法第五百十三条第一項において読み替えて準用する同法第百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十二条の二　検察官は、保管電磁的記録が第十一条の二第一号に掲げる電磁的記録に該当すると思料する場合において、同条第二号に規定する決定（以下「複写不許可決定」という。）をするときは、仮に当該保管電磁的記録及び同号ロに規定する他の電磁的記録（以下「保管電磁的記録等」という。）の複写を許さないこととする決定をするものとする。この場合において、保管電磁的記録等は、刑事訴訟法第二百二十二条第一項又は第五百十三条第六項において準用する同法第百二十三条の二第一項の規定により複写させることを要しない。

第十三条第一項中「より還付する」を「よる還付（同法第百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。）をする」に改め、同条第二項中「より還付する」を「よる還付（同項において準用する同法第百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。）をする」に改め、同条第三項中「第一項前段又は前項前段」を「前二項」に、「を還付する」を「について前二項に規定する還付をする」に改め、同条第七項中「を還付する」を「について刑事訴訟法の規定による還付（同法第二百二十二条第一項において準用する同法第百二十三条第三項の規定により記録媒体を交付し、又は電磁的記録を複写させることを含む。）をする」に改める。

第十四条中「交付しなければ」を「提供しなければ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、電磁的記録をもって作成する目録の提供は、これを受ける者に異議があるときは、することができない。

第十七条の見出しを「（消去等決定等の名宛人及び聴聞の特例等）」に改め、同条第一項中「又は第十一条」を「、第十一条」に、「は、」を「、複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定は、」に改め、同項に次の一号を加える。

四　複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をする場合　電磁的記録提供命令を受けた者

第十七条第二項中「又は消去命令」を「、消去命令又は複写不許可決定」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「又は消去命令」を「、消去命令又は複写不許可決定」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第六項を第五項とし、第七項を第六項とする。

第十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写）」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第十八条の二　検察官は、複写不許可決定（第十一条の二第二号ハに係るものに限る。）をする場合において、第十七条第一項第四号に定める者から、法務省令で定めるところにより、第十一条の二第二号ロに規定する他の電磁的記録を特定してこれの複写をしたい旨の申出があり、当該他の電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該他の電磁的記録の複写を許すものとする。

2　前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による複写を許さないことができる。

一　前項の申出をした者が同項の規定による複写に関する検察官の指示に従わないとき。

二　技術的理由その他の事由により、複写をすることが困難であると認められるとき。

三　前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。

3　検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に対し、第十一条の二第二号ロに規定する他の電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。

4　第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、複写不許可決定において定めるものとする。

第十九条中「前条第一項」及び「同項」を「第十八条第一項及び前条第一項」に改める。

第二十条の見出しを「（消去等決定等の方式等）」に改め、同条第一項中「及び消去命令」を「、消去命令、複写不許可決定及び第十二条の二の規定による決定」に改め、同条第二項に次の一号を加える。

四　複写不許可決定又は第十二条の二の規定による決定をした場合　第十七条第一項第四号に定める者

第二十条第三項中「旨を」を「旨を法務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、その旨が記載された書面を」に、「掲示する」を「掲示し、又はその旨を当該検察庁に設置した電子計算機（入出力装置を含む。）の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に、「掲示を始めた」を「当該措置を開始した」に改める。

第四章第四節に次の二条を加える。

（保管電磁的記録等の複写の許可等）

第二十五条の二　検察官は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める電磁的記録の複写を許さなければならない。

一　次に掲げる場合　保管電磁的記録等

イ　第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、複写不許可決定をする必要がないと認めた場合

ロ　第二十九条第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定により複写不許可決定の全部を取り消す旨の裁決がされた場合であって、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。